

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	
監査委員公表日	平成31年4月25日	

平成30年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
280	80	11	371

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第3章 強制徴収公債権

第2 市税

第2の1 個人市民税

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
4 指摘 【特別徴収義務者の指定の取消】 岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである。	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討行い、その判断する基準を定めた。	○	財政部	市民税課	3218	498
5 指摘 【特別徴収義務者の指定の取消】 書類回付ではなく、実際に、合議して、特別徴収義務者の指定の取消を決定すべきである。また、合議の内容を議事録として記録に残すべきである。	特別徴収指定後の指定の取消は、書類回付ではなく、実際の合議により決定し、その合議の内容を議事録として記録に残すことに決定した。	○	財政部	市民税課	3218	498
6 指摘 【刑事告発の検討】 特別徴収義務者の未納事業者のうち、納付意思もなく、滞納処分の実効性もない悪質な事案については、地方税法第324条第3項に基づいて刑事告発を検討すべきである。	犯則事件の調査及び処分について、国の法令の準用から地方税法に明記されることとなり、平成30年4月から施行された。今後、特に悪質なものなど事案があれば、国等の状況を踏まえ、法に沿って対応する予定である。	○	財政部	税制課	3201	498

第2の6 軽自動車税

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
17 指摘 【免除申請の添付書類】 「軽自動車税の免除申請及び現況届について(通知)」と題する書面には、2年目以降の申請においても、免除を必要とする事由を証明する書類を添付させるべきである。	今後も、引き続き他都市等の状況を参考に、条例の改正も踏まえ検討する。	△	財政部	税制課	3205	499
18 意見 【第二次納税義務】 所有権留保の場合、第一次納税義務者である買主に対する滞納処分も実効性がない場合、第二次納税義務者である売主に対する納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施することが望ましい。	今後も、引き続き他都市等の状況を参考に、軽自動車税の徴収方針を検討する。	△	財政部	税制課	3205	499

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第2の9 滞納整理

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
25 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。また、②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	督促手数料を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	財政部	納税課	3258	501
26 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	財政部	納税課	3258	501
28 意見 【死亡者課税】 「共有・死亡者課税及びそれに係る滞納処分」についての検討会に基づく検討結果を整理し、速やかに、賦課変更などを実行することが望ましい。また、死亡者課税の賦課変更などについての要綱、マニュアルも、できるだけ早期に、整備することが望ましい。	課税事務については、平成28年度から「納税課からの依頼による賦課替えマニュアル」を作成し、速やかに対応できる体制を整えた。平成28年度から継続的に現に所有する者への賦課替え、納税承継等を行っている。 徴収事務については、積極的に死亡者課税への対応行っているが、納税課のマニュアルについては整備中である。	△	財政部	納税課、資産税課	3265 3231	501
30 意見 【官報情報の共有】 納税課が中心となって、官報公告の情報共有体制を築き、岐阜市の債権について漏れなく、債権の届出ができる体制を整えることが望ましい。	情報共有については実施済みである。今後は効率的な共有方法について検討を行う。	○	財政部	納税課	3265	501
31 意見 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、納税課を中心にして滞納者の税務情報を共有する体制を築くことが望ましい。	強制徴収公債権間の情報共有については、個人情報保護審議会に諮問を行い答申を得た後で実施する。	○	財政部	納税課	3265	502
32 意見 【税務情報の共有】 税務情報を含む個人情報の取得及び目的外利用について滞納者の同意を取得しているのであれば、納税課は、非強制徴収公債権の担当者又は私債権の担当課(担当係・担当者)に対し、税務情報(国税徴収法に基づく調査の結果、把握している資産情報や滞納情報を含む。)を提供することが望ましい。	相続人情報の一部については、すでにシステム上で情報共有できているが、すべての情報が共有されているわけではないので、引き続き方法について検討する。	△	財政部	納税課	3265	502

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
33 意見 【戸籍情報の共有】 戸籍を取得して、相続人調査を実施した場合、それぞれの課に、情報提供することが望ましい。	相続人情報の一部については、すでにシステム上で情報共有できているが、すべての情報が共有されているわけではないので、引続き方法について検討する。	△	財政部	納税課、資産税課、市民税課	3265 3231 3220	502

第3 利用者負担額(保育料)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
37 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	平成30年度中に督促状の作成や延滞金管理等に対応するシステムを構築した。平成31年度から督促状を発付する予定である。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	502
38 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	平成30年度中に督促状の作成や延滞金管理等に対応するシステムを構築した。平成31年度から督促手数料や延滞金を徴収する予定である。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	502
39 指摘 【滞納処分】 速やかに、「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱」を決議するなどして、悪質な滞納者につき差押えが実施できるようなマニュアルを作成すべきである。	平成31年度から滞納処分を実施できるよう、要領を作成した。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
40 指摘 【滞納処分】 滞納処分の実施体制を早急に整備した上、滞納処分の実施を検討すべきである。	悪質な滞納者については、滞納処分も視野に入れて指導していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
41 意見 【児童手当からの特別徴収】 利用者負担額を滞納している保護者等については、児童手当からの特別徴収を行うことが望ましい。	平成30年度中に児童手当から保育料の徴収が実施できるようシステムを構築した。平成31年度から実施予定である。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
42 意見 【延長保育の制限】 利用者負担額の滞納者に対しては、延長保育の利用制限を検討することが望ましい。	滞納者に対する延長保育の利用制限をすることについて課題を整理したうえでその是非について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	
監査委員公表日	平成31年4月25日	

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
43 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	他課の書式を参考に、納付相談記録の書式を作成した。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
44 意見 【債務承認書の取得】 納付相談を実施した場合、分納の誓約に至らなかった場合でも、債務承認書を取得することが望ましい。	債務承認書の様式を作成した。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
45 意見 【分納誓約書及び債務承認書の記載事項】 分納誓約書や債務承認書に、「納付しない場合」や「資産等が見つかった場合」には滞納処分を実施されても異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	条項を取り入れた様式を作成した。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
46 意見 【分納誓約書及び債務承認書の記載事項】 分納誓約書や債務承認書に、税務情報を含む滞納者情報の取得・目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	同意条項を入れた様式を作成した。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
47 意見 【連帯保証人の徴求】 滞納が生じている債務者については、納付相談の際などに、滞納額の支払について連帯保証人を求めることが望ましい。	保育料について連帯保証人を求めることについての課題を整理した上でその是非について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第6 国民健康保険料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
58 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得・目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	税務情報を含む滞納者情報の取得について、総務省の見解を踏まえつつ、今後も継続して検討していく。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
59 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	督促手数料を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
60 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
62 指摘 【滞納処分】 滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである。	滞納処分については、換価が容易なものから着手しているが、現体制においては完納に繋がりやすい給与についても差押えを行うこととしている。第三債務者の回答については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。支払いがない場合には取立訴訟についても今後も継続して検討が必要と考えている。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
63 指摘 【相続人に対する請求】 単身世帯や滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである。	死亡した単身者等の案件に着手するように検討していく。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	506

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第7 介護保険料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
70 意見 【保険料の賦課一世帯主】 「主として生計を維持する者」と、住民登録上の「世帯主」と異なる場合には、「世帯変更届」の提出を指導し、それに従わない場合は、「主として生計を維持する者」について介護保険法第132条第2項の「世帯主」と認定して、連帯納付義務を賦課することが望ましい。	中核市調査では、ほとんどの市が未実施である。世帯主への賦課も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導により重点を置く必要があることから、措置を講じないことを含め検討中である。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
72 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。 【改善報告】	介護保険システムの記録欄に納付相談の内容を入力し納付相談記録としている。記録欄に入力する事項は係内で統一している。また、後日対応が必要な場合は、係内で相談記録を回覧し、情報共有を行っている。	○	福祉部	介護保険課	2458	507
73 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書には、誓約に違反した場合の滞納処分について異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	中核市調査では、記載している市が過半数あり、今後、法的に問題がない内容で文面を見直し予定である。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
74 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	中核市調査では、ほとんどの市が未記載である。法的に問題がないかを含め検討中である。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
75 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	中核市へ再度照会を行ったが、事前調定を行っている市はほとんどない。なお、全庁的な課題であるため、他課と足並みを揃えて対応を検討しており、市の債権管理調整会議へ本件を課題として提出している。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
76 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	中核市へ再度照会を行ったが、事前調定を行っている市は極わずかである。なお、全庁的な課題であるため、他課と足並みを揃えて対応を検討しており、市の債権管理調整会議へ本件を課題として提出している。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
77 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	中核市調査では実施している市が少数である。なお、全庁的な課題であるため、他課と足並みを揃えて対応を検討する。部内他課とは税務担当課から受けた情報を共有して実務にあたっている。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
79 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条等の調査に基づいて取得した調査情報は、強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするよう取り決めるするか、経過記録とは別の書式で管理すべきである。	今後、国税徴収法第141条等の調査に基づいて取得した調査情報を管理する場合、通常の相談・滞納折衝を入力する記録欄とは別に、システム内で入力・閲覧を制限できる記録欄に登録し管理する事を予定している。	△	福祉部	介護保険課	2458	508

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
80 指摘 【滞納処分】 滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである。	全課体制で臨戸催告を実施している。今後も臨戸催告等を実施する中で、滞納者に接触し、滞納理由等、実態を把握した上で、対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
81 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである。	中核市調査では、ほとんどの市が未実施である。連帯納付義務者に対する請求も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導に、より重点を置く必要があることから、措置を講じないことを含め検討中である。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
82 指摘 【相続人に対する請求】 滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである。	中核市調査では、ほとんどの市が未実施である。高額滞納者への臨戸催告に重点を置くことから当面始める予定である。なお、全庁的な課題であるため、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
83 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	全課体制で臨戸催告を実施している。今後も臨戸催告等を実施する中で、滞納者に接触し、滞納理由等、実態を把握した上で、対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508

第8 後期高齢者医療保険料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
91 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応するために債権管理調整会議において検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
92 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応するために債権管理調整会議において検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
93 意見 【コンビニ収納】 納付義務者の利便性などを考慮して、コンビニ収納の導入についても、検討することが望ましい。	コンビニ収納の導入による費用対効果、他団体の財源確保に市費追加の是非、他都市の事例等を研究し検討を行った。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
94 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応するために債権管理調整会議において検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
96 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条等の調査による税務情報については、強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするため、経過記録とは別の書式で管理すべきである。	後期高齢システムの再構築により、通常の相談記録を入力する記録欄とは別枠で、入力者・閲覧者を限定し管理する機能を設定した。	○	福祉部	福祉医療課	2136	510
97 指摘 【国税徴収法による調査情報】 福祉医療課は、納税課より、滞納者の税務情報を取得すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応するために債権管理調整会議において検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
98 指摘 【滞納処分】 不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応するために債権管理調整会議において検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
99 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応するために債権管理調整会議において検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511
100 指摘 【相続人に対する請求】 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応するために債権管理調整会議において検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511
101 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応するために債権管理調整会議において検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511

第12 下水道事業受益者負担金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
115 指摘 【滞納処分】 滞納者の財産につき調査をし、徴収可能性がある場合には、公平の観点から、滞納処分を積極的に行うべきである。	今年度は、過年度分も含め、滞納者の臨戸徴収を実施した。滞納者に対する処分である差押えなどの取り組みについては継続して検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3211	513

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
116 意見 【滞納処分】 限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	今年度は、総合的なマニュアルの作成に向けて既存の催告や臨戸徴収の手順書の見直しを行った。引き続き、総合的なマニュアルの整備に向けて検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3211	513
117 意見 【督促手数料の徴収根拠】 明確性の見地から負担金条例に、督促手数料も含め、督促に関する規定を設けることが望ましい。また、書類の送達及び公示送達についても、負担金条例で定めることが望ましい。	督促手続きの根拠法令は、都市計画法と市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例、公示送達の根拠法令は、地方自治法第231条の3第4項である。条例で定めるかどうかは、他都市の状況等を参考に、継続して、検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3211	513
119 意見 【徴収猶予】 農地の場合にも、具体的な年数など猶予期間を定めることが望ましい。	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表2には「農地転用まで徴収を猶予する」と規定しており、申請書の徴収猶予申請期間の欄には「農地転用まで」と記載している。 また、地方税法第18条の2に時効の中断及び停止が規定されており、同条第4項の規定に基づき猶予がされている期間内は、時効が進行していないと解釈している。 他都市では猶予期間を設定しているところがあり、その必要性を継続して検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3211	513

第13 不正利得返還金(介護保険課)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
120 指摘 【滞納処分】 一律、滞納処分を実施しないのは避けるべきであり、入居者等の保護の観点からも問題が少ない場合については、滞納処分をすべきである。	不正利得返還請求は他市町村と共同で実施する機会が多いことから、滞納処分については協議等の結果によるものと判断する。ただし、指摘された内容は、必要に応じて実施することとして、今後対応する必要があるものと判断する。	○	福祉部	介護保険課	2461	513
121 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	相談記録様式の作成案を取りまとめている。	△	福祉部	介護保険課	2461	513
122 意見 【分納誓約書の記載事項】 分納誓約書には、誓約に違反した場合の滞納処分について異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	法的に問題がない内容で記載できるよう、他課の状況を確認して検討している。	△	福祉部	介護保険課	2461	513
123 意見 【分納誓約書の記載事項】 分納誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	法的に問題がない内容で記載できるよう、他課の状況を確認して検討している。	△	福祉部	介護保険課	2461	514

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
127 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	全庁的な課題になるため、他課と足並みをそろえて検討する。	△	福祉部	介護保険課	2461	514
129 指摘 【国税徴収法による調査情報】 調査情報(納付原簿や滞納者との折衝記録ではない。)については、第三者行為求償事務担当者など強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするため、経過記録とは別の書式で管理すべきである。	今後、新たな事例発生時は、別に管理することとした。	○	福祉部	介護保険課	2463	514

第4章 非強制徴収公債権

第2 生活保護費返還金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
137 指摘 【履行延期の処分と延納利息】 岐阜市債権取扱規則で定められた記載事項を記載した書面を作成すべきである。	策定したマニュアルに基づき、行政処分の履行延期の特約等として受理するのではなく、要件を緩和し任意の分割納付の誓約として受理することとしたため、記載した文面に改めることとしない。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	515
138 指摘 【担保の提供と延納利息の除外事由】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則で定める除外理由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	マニュアルに基づき、行政処分の履行延期の特約等として受理するのではなく、要件を緩和し任意の分割納付の誓約として受理することとしたため、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続は行わない。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
140 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	前提として生活困窮者が対象であるため、滞納の長期化、回収コストの増加を招くのを防ぐため、マニュアルに基づき、行政処分の履行延期の特約等として受理するのではなく、要件を緩和し任意の分割納付の誓約として受理することとしたため、督促手数料及び延滞金は徴収しないこととした。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
142 指摘 【第80条免除の適用】 生活保護法第80条規定の「やむを得ない事由」が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続をすべきである。	生活保護法第80条規定の「やむを得ない事由」については、ケース診断会議で判断を行い、その記録をもって決裁をおこなっている。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
146 指摘 【第78条による徴収金の滞納処分】 第78条による徴収金のうち、強制徴収公債権に該当する部分については、債務者または相続人に対する滞納処分の実施を検討すべきである。	平成30年3月に岐阜市債権管理マニュアルを策定した。 今年度、マニュアルに基づき債務者または相続人に対する滞納処分を実施している。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
151 指摘 【相続人に対する対応】 死亡により廃止したケースでは、相続人に対して返還・徴収を求めるべきである。消滅時効期間が満了しないよう、相続人に対して時効中断のための措置をすべきである。	今年度より岐阜市債権管理マニュアルに基づき、死亡により廃止したケースについて、相続人の調査、返還・徴収を行っている。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	518

第3 老人保護措置費負担金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
152 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	平成30年4月分より督促状による督促を行っている。	○	福祉部	高齢福祉課	2135	518
153 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	平成30年4月分より督促手数料を徴収している。延滞金についても徴収する体制ができている。	○	福祉部	高齢福祉課	2135	518

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第4 児童扶養手当返還金・子ども手当返還金・児童手当返還金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
156 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	督促手数料及び延滞金については、他市の状況や他の部署を参考に今後も引き続き督促事務の方法等を調査・研究していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	518
157 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	督促手数料及び延滞金については、他市の状況や他の部署を参考に今後も引き続き督促事務の方法等を調査・研究していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	518
159 指摘 【法的手続による請求】 例外事由の有無を判断するため、債務者、相続人の所在、生活状態、資産状況等を調査・確認して、その結果を記録しておくとともに、その結果、例外事由が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。他方、例外事由が認められないのであれば、法的手続による請求をすべきである。	債務者等の生活状態、資産状況等の調査・確認方法などについて、他市や庁内関係部署を参考に引き続き調査・研究を行っていく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
160 指摘 【履行延期の処分の決定審査(児童扶養手当返還金)】 岐阜市債権取扱規則第17条第1項の規定に従って、履行延期の処分決定時の審査を強化すべきである。	履行延期を申請する世帯は、返済能力が乏しい世帯が多いことから、個々の世帯状況を見極めて、柔軟に対応している。	○	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
162 指摘 【履行延期の処分と延納利息】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則に定める例外事由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	例外事由が存在する場合は、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行った。	○	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
163 意見 【履行期限の繰上げ】 支払いが滞った場合、履行期限の繰り上げを行うことを債務者に通知し、実行を検討することが望ましい。	支払いが滞りがちな世帯は、返済能力に乏しい世帯が多いことから、履行期限の繰り上げについては慎重に判断する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
164 指摘 【不納欠損と消滅時効の管理】 時効管理を適切に行うための明確な規定を作成し、可能な限りの時効中断措置を講じるべきである。債権回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることを検討すべきである。	明確な規定の作成や運営方法を検討中であり、今後は、他市や庁内関係部署を参考に進めていく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519

第5の1 住宅使用料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
168 指摘 【連帯保証人に対する訴訟提起】 入居者に対して明渡訴訟を提起する際、連帯保証人も共同被告として滞納分の支払いを求めるべきである。	国からの通知に基づき、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、連帯保証人の確保については条例から削除した。よって、明渡訴訟における滞納分の支払いについては、入居者のみに求めることとした。	×	まちづくり推進部	住宅課	2672	520

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第6 レンタサイクル使用料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
171 指摘 【督促状による督促】 「レンタサイクル利用料金の未払いについて(通知)」という文書が、督促状であるならば、督促状であることが明確な文書にすべきである。	督促状ではなく、延長利用料支払いの通知文として発送しているが、今後納税課など関係部署とも調整しながら適正な運用を図っていく。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6232	520
172 指摘 【督促手数料の徴収】 督促手数料を徴収すべきである。	督促状ではなく、延長利用料支払いの通知文として発送しているため督促手数料を徴収していないが、今後納税課など関係部署とも調整しながら適正な運用を図っていく。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6232	520
173 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	徴収停止の基準に則って適正な運用を図っていく。	○	商工観光部	観光コンベンション課	6232	520

第7 し尿処理手数料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
175 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	債権管理調整会議で示された全庁的な徴収停止基準に基づいて、個別具体的に対応している。	○	環境事業部	環境事業課	6287	521

第8 中央卸売市場施設使用料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
177 指摘 【行政不服申立ての教示－納入通知書】 納入通知書において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	来年度(平成31年度)より施設使用料の納入通知書に不服申し立ての教示文を明記する。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
178 指摘 【行政不服申立ての教示－督促】 督促状において、行政不服申立ての対象が、施設使用料に限られることを明示して、教示文を明記すべきである。	督促状による督促と合わせて他部署の状況も踏まえて検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
181 意見 【保証金の充当】 明確性の見地からも、保証金の充当時期を、業務条例上明らかにすることが望ましい(敷金に関する岐阜市営住宅管理条例第11条参照)。	他部署の状況を参考にしつつ、保証金の充当時期の明記について検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
183 指摘 【督促状による督促】 納期限後20日以内に、督促状により、督促をすべきである。	督促手数料の請求(教示文の明記を含む)と合わせて他部署の状況も踏まえて検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
184 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	債権管理調整会議での議論も注視し、他部署の状況も踏まえて検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
189 指摘 【使用料の減免】 業者の経営状況を具体的に検証したうえ、真に必要な減免額を算出し、その検証を毎年行った上で、必要な場合に限り減免決定を行うべきである。	業者の経営状況については、平成29年度末で2,273万円の繰越欠損金を計上しており、倒産の可能性が高く資本も保全されていない状況であるため、引き続き冷蔵庫使用料の減免を継続していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522

第9 国保資格喪失後受診返還金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
193 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	督促手数料及び延滞金の徴収については、徴収方法等について全庁的に対応する必要があるため、検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	523
200 意見 【他の債権担当課との連携による法的手続対応】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合(納税課における滞納処分の基準額となる5万円が目安になると思われる。)は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	全庁的な債権情報の共有について検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	524
201 意見 【徴収停止】 漫然と債権管理を放置したと評価されないために、徴収停止の措置を取ることが望ましい。	徴収停止措置を取るべき案件については、徴収停止措置を取る方針とした。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	524

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第10 福祉医療費助成返還金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
204 指摘 【履行延期の処分】 岐阜市債権取扱規則で定められた記載事項を記載した書面を作成すべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内や庁外にて実施の関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2142	524
205 指摘 【履行延期の処分】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則で定める除外理由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内や庁外にて実施の関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
208 意見 【他の債権担当課との連携による法的手続対応】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合(納税課における滞納処分の基準額となる5万円が目安になると思われる。)は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	滞納者に対する納付誓約書について、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式を整備した。しかし、全庁的に滞納者の情報共有を行うことが可能にする環境整備については、全庁的な課題になるため、庁内や庁外にて実施の関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
209 指摘 【国税徴収法による調査情報】 将来、国税徴収法第141条に基づく調査を実施する場合に備えて、国税徴収法第141条の調査結果については、別書式にして、強制徴収公債権である担当者しか見ることができないようにするか、非強制徴収公債権(福祉医療助成資格喪失後受診医療費返納金)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等についての同意書を徴求しておくべきである。	実際には調査結果を見ることはないが、当該調査結果については、後期高齢システムの再構築が実施されたことにより、通常の相談記録を入力する記録欄とは別枠で、入力者・閲覧者を限定し管理する機能を設定した。また、既に、滞納者に対する納付誓約書については、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式を整備済である。	○	福祉部	福祉医療課	2142	525
210 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内や庁外にて実施の関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第11 岐阜市立女子短期大学授業料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
214 指摘 【法的手続による請求】 弁護士を代理人とする内容証明での請求など専門 家対応を検討することも考えられるが、例外事由が ない限り、支払督促など訴訟手続による履行請求 を検討すべきである。	過年度滞納者は1名であり、今年度、2月と 3月に分割で納付(20,000円)があった。今 後も毎月納付の約束をしている。しかし、 滞納が続く場合、支払督促など訴訟手続 きによる履行請求について、行政課等と協 議し、対応する。	○	女子短期大学	総務管理課	296―3131	526

第12 岐阜薬科大学授業料

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
222 指摘 【法的手続による請求】 弁護士を代理人とする内容証明での請求など、専 門家対応も検討することも考えられるが、例外事由 のない限り、簡易裁判所での訴訟提起など訴訟手 続による履行請求を検討すべきである(債務者が 遠隔地であると支払督促で異議が出された場合に 裁判管轄が問題となる)。	行政課等と協議を行っている。 薬科大学だけの問題ではなく、全庁的に 検討すべき事項と思われるので、引き続き 行政課等と協議し、対応を検討したい。	△	薬科大学	庶務会計課	230-8100	527

第5章 私債権

第2 食費等サービス利用料金(第二恵光、第三恵光)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
226 指摘 【身元引受人の法的地位】 利用契約の内容を、身元引受人が食費等サービス 利用料金債務を連帯保証する形に改正すべきで ある。	契約書において、「身元引受人は利用料 の支払いについての一切の債務につい て、利用者と連帯にて責任を負うこと」と改 めた。	○	福祉部	第二恵光、第 三恵光	232―4395	527
228 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など) を作成して、用いることが望ましい。	納付相談記録を書式を作成し、実施して いる。	○	福祉部	第二恵光、第 三恵光	232―4395	528
229 意見 【分納誓約書の取得】 納付相談の結果、分割弁済をすることになった場 合には、身元引受人にも署名させる形で、分納誓 約書を取得することが望ましい。	分割納付誓約書を作成し、身元引受人に 署名させ取得している。	○	福祉部	第二恵光	232―4395	528

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第3 福祉資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
238 指摘 【管理体制の検討】福祉資金貸付金の担当課を生活福祉一課とは別の課にするか、生活福祉一課において福祉資金貸付金を中心的に担当する職員を配属することを検討すべきである。	生活福祉二課において、福祉資金貸付金を中心的に担当する職員を配属している。	○	福祉部	福祉政策課、生活福祉一課	6174	529

第4 住宅建築資金貸付金・同和向個人住宅建設資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
242 指摘 【遅延損害金の請求】督促や催告の際には遅延損害金の請求をし、各月の償還金元金が納入される際には遅延損害金を調定して納入の通知をすべきである。	遅延損害金の扱いについて、債権管理調整会議に働きかけるなど、庁内の対応状況等を踏まえ、総合的に判断し適切に対応できるよう、検討を継続している。	△	市民参画部	人権啓発センター	6372	529

第5 母子父子寡婦福祉貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
249 指摘 【違約金の調定時期】各月の償還金ごとに、滞納があったときは違約金を請求し、滞納となった月の償還金が納付された時点で、違約金の調定を行い、徴収すべきである。	遅延損害金を徴収している他課の状況も含めて、調定の時期や方法について引き続き検討を行う。	△	子ども未来部	子ども支援課	2207	530

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第7 水道料金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
260 指摘 【岐阜市債権取扱規則の適用】 岐阜市債権取扱規則の適用がないかを検討し、ないと解釈するのであれば、別途の規程を設けるべきである。	現在、上下水道事業部の債権管理の根拠規定として、岐阜市債権取扱規則に準じて運用している。今後も引き続き、債権管理調整会議内での決定事項を含め、別途規程設置について検討を行っていく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
264 指摘 【支払督促等の訴訟手続】 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである。	平成29年度末に、債権管理調整会議にて支払督促に関するマニュアルが作成され、今年度から、課内において、方針決定に向けて検討を行っている。引き続き、徴収停止を含め、債権管理方法について検討を行っていく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
268 指摘 【消滅時効期間の満了と不納欠損処分】 一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後の不納欠損処分を行う運用に改めるべきである。	平成29年度末に、債権管理調整会議にて徴収停止に関するマニュアルが作成され、今年度、当該会議において、死亡者で相続人がすべて財産放棄している事案について、徴収停止に該当するか否かの協議を行った結果、死亡者の財産調査ができないため、該当しないこととなった。今後も引き続き、債権管理調整会議と調整し、債権管理方法について検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532

第8 病院医業収益

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
280 指摘 【不納欠損処分の手続】 岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第21条に基づき、債権放棄を行ったのちに不納欠損処分を行うべきである。	債権放棄を行った後に不納欠損処分を行うことについては、債権管理調整会議と調整し、関係部署(私債権所管課)と引き続き検討をしている。	△	市民病院	医事課	4404	534
281 意見 【補論(健康保険法第74条第2項及び国民健康保険法第42条第2項)】 催告や督促を実施しても回収できていない診療報酬、特に、弁護士法人に委託しても回収できていない診療報酬は、「善良な管理者と同一の注意をもってその支払をうけることに努めたにもかかわらず、・・・支払わないとき」に該当するのであるから、医事課は、保険者(岐阜市等)に対して、滞納処分を請求することが望ましい。	善良な管理者と同一の注意(善管注意義務)をもって被保険者から一部負担金の支払の受領に努めたことは、 ①月1回以上、電話等での催促をすること ②3ヶ月以内及び6ヶ月経過後に内容証明郵便で督促状を送付すること ③6ヶ月経過後に少なくとも1回以上被保険者の自宅を訪問すること 上記①～③の全てを満たし、且つ、それを証明する必要がある、かなり厳しい条件が求められている。 内容証明郵便や自宅への訪問など、それにかかる費用や業務等を考慮すると利用しづらい制度だと判断する。 引き続き、職員による督促及び弁護士法人への回収委託を続け、未収金回収に努める。	△	市民病院	医事課	4404	534

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第9 中央卸売市場(電気料・水道使用料)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
287 指摘 【消滅時効と不納欠損処分】 決裁文書「中央卸売市場の債権に対する対応」を岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則に沿うよう改正するとともに、消滅時効との関係では、債権放棄した債権、時効の援用により時効消滅した債権について不納欠損処分すべきである。	債権放棄を行った後に不納欠損処分を行うことについては、債権管理調整会議等で関係部署(私債権所管課)と検討をしていく。その後、必要に応じて、決裁文書「中央卸売市場の債権に対する対応」を改正する。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	535

第15の1 第三者行為求償金(国保・年金課)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
318 意見 【訴訟、強制執行のための情報共有】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	全庁的な債権情報の共有について検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	539
319 意見 【徴収停止】 滞納者が催告に応じず、訴訟等の法的手続が費用対効果に合わない場合、徴収停止の措置を取ることが望ましい。	徴収停止措置を取るべき案件については、徴収停止措置を取る方針とした。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	539
320 意見 【債権放棄】 債務者が生活困窮状態にある状態や失踪状態などが認定できるのであれば、放棄を検討することが望ましい。	債権放棄するべき案件については、債権放棄する方針とした。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	540

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第15の2 第三者行為求償金(介護保険課)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
322 指摘 【国保連との協議】 交渉経過や回収予定額等を含めて、送金通知前に、国民健康保険団体連合会に確認し、示談成立時点での介護給付額を基準とした求償額と、症状固定時点での介護給付額を基準とした求償額との差額を把握すべきである。	県内において、差額を把握している市町村がないことを国保連に確認済である。なお、不明な点はその都度国民健康保険団体連合会に問い合わせをしているものの、今後も引き続き検討する。	△	福祉部	介護保険課	2461	540
323 指摘 【国保連との協議】 加害者保険会社が示談成立時点での介護給付額を基準とすることについて同意しない場合で金額の差異が大きい場合や、私病の範囲などについて大きな争いがある場合、介護保険課は、国民健康保険団体連合会と協議し、場合によっては、委託を解除して、訴訟提起などの法的措置を取ることを検討すべきである。	必要に応じて実施すべき対応であると理解しており、国保連を通じて、保険会社に再協議を依頼した事例もある。	○	福祉部	介護保険課	2461	540
324 意見 【国保連との協議】 第三者行為求償債権の回収金額について、加害者保険会社と最終的に示談する前に、協議をすることができる規約にするよう、岐阜県国民健康保険団体連合会と交渉することが望ましい。	本市のみで実施できる内容ではなく、今後も国保連と検討する。なお、市の主張や意向は、国保連を通じて随時保険会社に連絡され、回答もいただいている。	△	福祉部	介護保険課	2461	540
325 指摘 【国税徴収法による調査情報】 今後、加害者と直接交渉する事例に備えて、加害者が被保険者である場合は、調査結果については、課内で取り決めをして、強制徴収公債権の担当者しか見ることができないようにするか、私債権(第三者行為求償事務)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等について、同意書を徴求するよう、同意書の書式を整えるべきである。	国税徴収法による調査情報は取得しておらず、滞納者もないため現時点では問題は発生していない。 同意書の書式について、法的に問題がない内容で記載できるよう、他課の状況を確認して検討している。	△	福祉部	介護保険課	2461	541

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第15の3 第三者行為求償金(福祉医療課)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
333 意見 【訴訟、強制執行のための情報共有】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	滞納者に対する納付誓約書について、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式は整備した。しかし、全庁的に滞納者の情報共有を行うことが可能にする環境整備については、全庁的な課題になるため、庁内や庁外にて実施の関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2142	542
334 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条に基づく調査を実施する場合に備えて、調査結果については、別書式にして、強制徴収公債権の担当者しか見ることができないようにするか、私債権(第三者行為求償事務)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等について、同意書を徴求すべきである。	実際には調査結果を見ることはないが、当該調査結果については、後期高齢システムの再構築が実施されたことにより、通常の相談記録を入力する記録欄とは別枠で、入力者・閲覧者を限定し管理する機能を設定した。また、既に、滞納者に対する納付誓約書については、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式を整備済である。	○	福祉部	福祉医療課	2142	542

第16 レンタサイクルに基づく損害賠償金

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
337 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	徴収停止の基準に則って適正な運用を図っていく。	○	商工観光部	観光コンベンション課	6232	542

第18 斎苑の雑入(返還金及び弁償金)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
341 意見 【徴収停止】 いかなる場合に徴収停止措置を講じることが可能となるかという要件を明確にし、措置を講じる体制を構築しておくことが望ましい。	納税課により全庁的な徴収停止の基準が策定され、徴収停止措置を講じる体制が整えられた。	○	自然共生部	斎苑	245-0228	543

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	
監査委員公表日	平成31年4月25日	

第20 成年後見手数料事務処理費用(高齢福祉課)

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
345 意見 【徴収停止】 回収措置の結果如何では、徴収停止手続をとることを検討することが望ましい。	時効を迎える平成32年度に不納欠損処理を行う。	△	福祉部	高齢福祉課	2134	544

第6章 岐阜市債権管理調整会議

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
353 指摘 【督促手数料及び延滞金の徴収状況の検証】 本債権と同様に、それに付随する督促手数料及び延滞金の徴収実績を確認すべく、担当課よりデータを集積し、その上で、担当課において、督促手数料及び延滞金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである。	債権の種類によって管理を行っているシステムが異なるため、集約の可否及び、集約方法について調査を行い、引き続き検討を行う。	△	財政部	税制課、納税課	3258	545

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

終章 課題と提言

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
364 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)一調定】 督促手数料及び延滞金については、一律、事後調定するのではなく、原則どおり調定することができるようになった時点で、調定すべきである。調定が可能な状況であるにもかかわらず、入金に至るまで調定をしないという事務を継続するのであれば、合理的な理由が必要である。少なくとも、岐阜市会計規則第33条の何号に該当するかを検討し、その結果を決裁資料に載せるなどして、事務の適正を担保すべきである。	督促手数料・延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	547
365 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)一データの公表】 透明性の観点(岐阜市住民自治基本条例第5条、第6条、第8条第1項、同条第2項等参照)からも、少なくとも、毎年度、発生した督促手数料及び延滞金、違約金の金額、徴収状況のデータ等を集積した上、資料として作成し、市民に公表すべきである。	債権の種類によって管理を行っているシステムが異なるため、集約の可否及び、集約方法について調査を行い、実施に向けて今後も継続して検討を行う。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	547
366 意見 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)一私債権の遅延損害金】 公債権との均衡、納期限までに納付する市民との公平の観点から、納期限遅れで督促状を発付しても納付をしない場合には、遅延損害金の徴収をすることを検討することが望ましい。	他都市の遅延損害金の徴収状況についての調査結果と、各債権の滞納整理方法を踏まえ、徴収すべきかどうかについて継続して検討を行う。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	547
368 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 有効性、経済性、効率性の見地より、少なくとも、強制徴収公債権を担当する所管課間で、必要な情報を共有する体制を構築し、実施することが望ましい。	市税 滞納整理 意見 31と同様 強制徴収公債権間の情報共有については、個人情報保護審議会に諮問を行い答申を得た後で実施する。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	548
369 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 個人情報の取得を可能とすべく、同意による個人情報の取得を積極的に活用することであるとか、あるいは、債権管理条例において個人情報取得条項(地方税法第22条に規定する税務情報を除く。)を設けることなどの手法を検討することが望ましい。 可児市における債権管理条例が参考になると思われる。	市税 滞納整理 意見 32と同様 まずは強制徴収公債権での情報共有を実施し、非強制徴収公債権、私債権に拡大をする予定で今後も検討を継続する。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	548
370 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 有効性、経済性、効率性の見地より、岐阜市債権管理調整会議等において、情報取得方法のノウハウや、官報公告など誰でも取得可能な情報を共有できる体制を構築することが望ましい。	市税 滞納整理 意見 30と同様 情報共有については実施済みである。今後は効率的な共有方法について検討を行う。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	548